

東京都北区放課後子ども総合プランの運営に関する条例を公布する。

令和五年十月六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区条例第四十一号

東京都北区放課後子ども総合プランの運営に関する条例

東京都北区学童クラブの運営に関する条例（平成十二年三月東京都北区条例第二十号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この条例は、東京都北区立小学校等において、全ての児童が放課後等を安全かつ安心に過ごし、多様な体験及び活動を行う場を提供するため、東京都北区放課後子ども総合プランの運営について必要な事項を定め、児童の健全な育成を図ることを目的とする。

（事業等）

第二条 区長は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業（以下「放課後子ども総合プラン」という。）を行う。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「学童クラブ」という。）

二 地域住民等の参画を得て放課後等に行う、学習、体験、交流活動等の事業（以下「放課後子ども教室」という。）

2 区長は、放課後子ども総合プランの実施に当たっては、前項各号に掲げるそれぞれの事業を利用する児童が、相互に交流することができるよう、当該事業の連

携及び調整を行うものとする。

（実施場所等）

第三条 放課後子ども総合プランの実施場所並びに育成時間及び実施時間は、東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める。

（対象児童）

第四条 学童クラブを利用できる者は、東京都北区立学校設置条例（昭和三十九年三月東京都北区条例第六号）に規定する小学校（以下「実施校」という。）に就学する児童、東京都北区内に居住する小学校（実施校を除く。次項において同じ。）に就学する児童その他区長が特に必要があると認める児童で、保護者が規則で定める利用承認基準に該当し、放課後継続的に保護者から保護を受けることができ
ないものとする。

2 放課後子ども教室を利用できる者は、実施校に就学する児童、東京都北区内に居住する小学校に就学する児童その他区長が特に必要と認める児童とする。

3 早朝延長利用（放課後子ども教室の実施時間の開始前に利用時間を延長して放課後子ども教室を利用することをいう。以下同じ。）及び夕方延長利用（放課後子ども教室の実施時間の終了後に利用時間を延長して放課後子ども教室を利用することをいう。以下同じ。）ができる者は、放課後子ども教室を利用している児童で、保護者が規則で定める利用承認基準に該当し、当該早朝延長利用又は夕方

延長利用の実施時間に、継続的に保護者から保護を受けることができないうものとする。

(利用の承認等)

第五条 学童クラブを利用しようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に申請し承認を受けなければならない。

2 放課後子ども教室を利用しようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に放課後子ども教室の利用登録の申込みをしなければならぬ。ただし、前項の規定により、学童クラブの利用の承認を受けた場合は、この限りでない。

3 早朝延長利用又は夕方延長利用をしようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に申請し承認を受けなければならない。

(利用の不承認)

第六条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、学童クラブの利用の承認をしないことができる。

一 定員に達しているとき。

二 利用しようとする児童が、疾病その他の理由により集団生活に適さないと認められるとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、区長が利用を不相当と認めるとき。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、早朝延長利用及び夕方延長利用の承認をしないことができる。

一 利用しようとする児童が、疾病その他の理由により集団生活に適さないと認められるとき。

二 前号に掲げる場合のほか、区長が利用を不相当と認めるとき。
(育成料)

第七条 学童クラブを利用する児童の保護者は、児童一人につき月額六千五百円の育成料を納付しなければならない。

2 学童クラブの延長利用(学童クラブの育成時間を延長して当該学童クラブを利用すること)をいう。以下同じ。)をする児童の保護者は、前項の育成料に加えて、児童一人につき月額二千円の延長利用のための育成料を納付しなければならない。

3 早朝延長利用をする児童の保護者は、児童一人につき月額千円の早朝延長利用のための育成料を納付しなければならない。

4 夕方延長利用をする児童の保護者は、児童一人につき月額千五百円の夕方延長利用のための育成料を納付しなければならない。

(育成料の減免)

第八条 区長は、前条各項に規定する育成料を、規則で定めるところにより減額し、又は免除することができる。

(育成料の不還付)

第九条 既に納付した育成料は、還付しない。ただし、区長は、規則で定めるところによりその全部又は一部を還付することができる。

(利用承認等の取消し)

第十条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、学童クラブの利用の承認を取り消すことができる。

- 一 第四条第一項に規定する要件に該当しなくなったとき。
 - 二 第六条第一項第二号に該当することとなったとき。
 - 三 正当な理由がなく長期間にわたって利用しないとき。
 - 四 利用の申請に虚偽があることが判明したとき。
 - 五 前各号に掲げる場合のほか、区長が特に必要があると認めるとき。
- 2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、放課後子ども教室の利用登録を取り消すことができる。
- 一 第四条第二項に規定する要件に該当しなくなったとき。
 - 二 利用登録の申込みに虚偽があることが判明したとき。
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、区長が特に必要があると認めるとき。
- 3 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、早朝延長利用及び夕方延長利用の承認を取り消すことができる。

- 一 第四条第三項に規定する要件に該当しなくなったとき。
 - 二 第六条第二項第一号に該当することとなったとき。
 - 三 正当な理由がなく長期間にわたって利用しないとき。
 - 四 利用の申請に虚偽があることが判明したとき。
 - 五 前各号に掲げる場合のほか、区長が特に必要があると認めるとき。
- (利用の停止)

第十一条 区長は、学童クラブ又は放課後子ども教室の利用者が学校保健安全法

(昭和三十三年法律第五十六号)第十九条の規定により出席停止となったときは、一時的に学童クラブ又は放課後子ども教室の利用を停止させるものとする。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、一時的に放課後子ども教室の利用を停止することができるものとする。

一 学校保健安全法第二十条の規定により、実施校の全部又は一部が休業となつたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、区長が特に必要があると認めるとき。

(委任)

第十二条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 放課後子ども教室の利用登録の申込み並びに早朝延長利用及び夕方延長利用の申請その他放課後子ども教室の利用のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の東京都北区学童クラブの運営に関する条例の規定により行った、学童クラブの利用の申請及び承認その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によつて行ったものとみなす。

4 この条例の施行の際、現に東京都北区放課後子ども総合プラン事業実施要綱（平成二十五年四月一日二十五北教学第五千七百七十八号）第八条第一項の規定により、一般登録の利用者として登録された児童（同条第二項の規定により利用登録があったものとみなされた児童を含む。）は、第五条第二項の規定により、当該児童の保護者により放課後子ども教室の利用登録の申込みがされた児童とみなす。

5 第七条第一項の規定は、この条例の施行の日以後の学童クラブの利用に係る育

成料について適用し、同日前の学童クラブの利用に係る育成料については、なお従前の例による。

6 当分の間、第四条第一項の規定の適用については、同項中「児童、」とあるのは、「児童（第一学年から第三学年までに限る。以下この項において同じ。）、「とするとする。

職員の高齡者部分休業に関する条例を公布する。

令和五年十月六日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第四十二号

職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十六条の三の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認)

第二条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間の二分の一を超えない範囲内で、東京都北区規則で定める時間内において、三十分を単位として行うものとする。

2 法第二十六条の三第一項の高年齢として条例で定める年齢は、六十歳とする。

3 任命権者は、職員が前項に規定する年齢に達する日の属する年度の翌年度の四月一日以後の日から、当該職員に係る高齢者部分休業を承認することができる。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第三条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、当該職員に係る高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた一週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮すること

ができる。

（休業時間の延長）

第四条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があつた場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

（給与の減額）

第五条 職員（次項に規定する職員を除く。）が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和五十年三月東京都北区条例第八号。以下「給与条例」という。）第二十条第一項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給料の月額、管理職手当の月額及び給与条例第二十五条に規定する東京都北区規則で定める手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年三月東京都北区条例第四号。以下「勤務時間条例」という。）第二条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたものから同項に規定する勤務時間を五で除して得た時間に給与条例第二十五条に規定する東京都北区規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。）以下

「育児短時間勤務職員等」という。）にあつては、その額に勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間を同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）を減額して給与を支給する。

2 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月東京都北区条例第二号）

以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）の適用を受ける職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、幼稚園教育職員給与条例第十九条第一項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給料の月額、教職調整額の月額、管理職手当の月額及び幼稚園教育職員給与条例第二十二条に規定する教育委員会規則で定める手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月東京都北区条例第一号）以下「幼稚園教育職員勤務時間条例」という。）第三条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたものから同項に規定する勤務時間を五で除して得た時間に幼稚園教育職員給与条例第二十二条に規定する教育委員会規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（育児短時間勤務職員等にあつては、その額に同項に規定する勤務時間を幼稚園教育職員勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）を減額して給与を支給する。

（委任）

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て、東
京都北区規則で定める。

付 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年十月六日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第四十三号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月東京都北区条例第七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「勤務時間条例第十五条第一項」を「職員の高齢者部分休業に関する条例（令和五年十月東京都北区条例第四十二号）第二条第一項の規定による高齢者部分休業、勤務時間条例第十五条第一項」に、「当該育児時間」を「当該高齢者部分休業、当該育児時間」に改める。

付 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年十月六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区条例第四十四号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和五十年三月東京都北区条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第三十四条の二第三項中「第四十三条」を「第二十六条の七（同法第三十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に、「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「特定新型インフルエンザ等対策」に、「同項」を「第一項」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第四十四条」を「第二十六条の八」に改め、同条第四項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年十月六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区条例第四十五号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十年三月東京都北区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）」に改める。

第五条第一項第一号中「及び新感染症」を「、新型インフルエンザ等感染症、新感染症及びこれらに準ずる感染症」に改め、同項第二号中「及び三類感染症」を「、三類感染症及びこれらに準ずる感染症」に改める。

付則第三項の前の見出し及び同項から付則第五項までを削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条第一項第一号の改正規定及び次項の規定は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日前にこの条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第三条第一項第一号の規定により支給が確定した福祉事務所等現業手当で、同日以後に支給するもの

については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、改正前の条例付則第三項の規定により支給が確定した新型コロナウイルス感染症に係る感染症接触手当て、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年十月六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区条例第四十六号

東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成十四年三月東京都北区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第一号中「十七万千六百五十円」を「十七万二千五百五十円」に改め、同項第二号中「七万五千二百九十円」を「七万七千八百九十円」に改め、同項第三号中「八万五千七百八十円」を「八万六千二百八十円」に改め、同項第四号中「三万七千六百円」を「三万八千九百円」に改める。

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和五年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

2 新条例第十二条第二項の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同

項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に
おいて、この条例による改正前の東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学
校薬剤師の公務災害補償に関する条例第十二条第二項の規定に基づく介護補償
（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）と
して支払われた金額は、新条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。

東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年十月六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区条例第四十七号

東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例

東京都北区立学校設置条例（昭和三十九年三月東京都北区条例第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

別表の一東京都北区立神谷小学校の項及び東京都北区立稲田小学校の項並びに同表の二東京都北区立神谷中学校の項を削り、同表に次のように加える。

三 義務教育学校

名称	位置
東京都北区立都の北学園	東京都北区神谷二丁目三十番一号

付 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

東京都北区興行場法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年十月六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区条例第四十八号

東京都北区興行場法施行条例の一部を改正する条例

東京都北区興行場法施行条例（昭和五十九年十月東京都北区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「相続」を「興行場営業の譲渡又は営業者についての相続」に、「又は」を「若しくは」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都北区興行場法施行条例第三条第三項の規定は、この条例の施行の日前に興行場営業の譲渡があつた場合における当該興行場営業を譲り受けた者については、適用しない。

東京都北区旅館業法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年十月六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区条例第四十九号

東京都北区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

東京都北区旅館業法施行条例（平成二十四年三月東京都北区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第五条第三号」を「第五条第一項第四号」に改める。

付 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

東京都北区プールに関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年十月六日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第五十号

東京都北区プールに関する条例の一部を改正する条例

東京都北区プールに関する条例（昭和五十年三月東京都北区条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「いう。」の下に「が当該プールの経営を譲渡し、又は許可経営者」を加え、「又は分割が」を「若しくは分割（当該プールの経営を承継させるものに限る。）が」に、「相続人」を「当該プールの経営を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該プールの経営を承継すべき相続人を選定したときは、その者）」に、「法人又は」を「法人若しくは」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都北区プールに関する条例第三条の二第一項の規定は、この条例の施行の日前にプールの経営の譲渡があつた場合における当該プ

ールの経営を譲り受けた者については、適用しない。

東京都北区手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年十月六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区条例第五十一号

東京都北区手数料条例の一部を改正する条例

東京都北区手数料条例（平成十二年三月東京都北区条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の九の項中「若しくは」を「又は」に、「又は」を「若しくは」に、「継承」を「承継」に改め、同表十の項中「及び第三条の三」を「から第三条の四まで」に改める。

付 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。ただし、別表第一の九の項の改正規定は、公布の日から施行する。